

下水道

下水道課

☎ 823-9211
FAX 823-9839

下水道工事のお知らせ

三迫二丁目、東一丁目、一丁目地区の一部で、污水管の布設工事を行います。工事に伴い、通行止め・片側通行などの交通規制や、迂回路を通行してもらうことがあります。工事中は住民の皆さんに大変ご迷惑をおかけしますが、下水道整備促進のため、ご理解とご協力をお願いします。

下水道受益者負担金

8月は一括納付・分割納付第1期分の納付の月です。

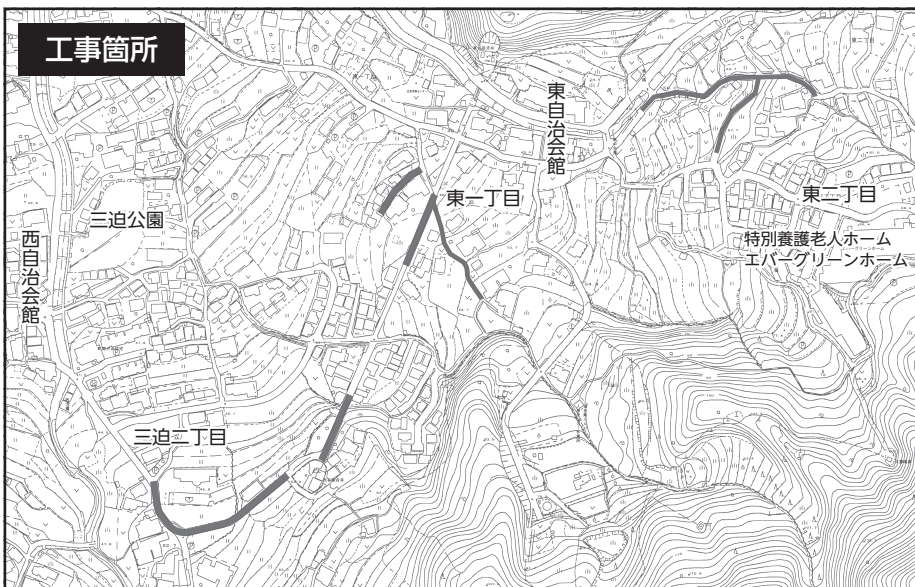
●平成24年度に下水道が使用できるようになった区域の人

下水道事業受益者負担金は、一括で納める方法と分割で納める方法があり、一括で納めると報奨金が交付されます。報奨金を差し引いた一括納付用の納付書と分割納付用の納付書を同時に8月初旬に送付しますので、いずれかを選んで、納期限までに納付してください。

●平成23年度以前に下水道が使用できるようになった区域の人
分割納付用の納付書を8月初旬に送付しますので、納期限までに納付してください。

受益者・住所などの変更

負担金の納付途中で、売買などの理由により、受益者に変更があった場合は、必ず「受益者変更届」を提出してください。提出しない場合は、旧受益者が引き続き負担することになります。住所を変更した場合にも「住所等変更届」を提出してください。



もうすぐ

台風シーズんです

生活安全課

☎ 823-9208
FAX 823-7927

例年、8月から10月にかけて台風が日本に上陸します。日ごろから台風に備えるとともに、台風が近づいてきたら気象情報に注意し、被害を未然に防ぎましょう。

【台風が来る前】

- ・側溝の清掃
- ・雨どいの清掃
- ・屋根の状態の確認
- ・飛ばされそうな物は屋内へ
- ・非常持ち出し品の準備
- ・懐中電灯・ラジオの準備

【避難場所の確認を】

災害発生時には、避難所を開設することがあります。町内の小・中学校や公民館などを避難場所に指定しています。詳しくは町ホームページや生活安全課で確認してください。

【台風が近づいてきたら】

テレビ・ラジオ・インターネットなどで情報収集

広島地方気象台ウェブサイト

http://www.jma-net.go.jp/hiroshima/

広島県防災ウェブсай

http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/hdis/

◆町ホームページ

トップ画面⇒くらしの情報⇒生活情報⇒災害に備えて⇒避難情報

◆町携帯ホームページ

トップ画面⇒防災情報⇒避難所一覧

イオン海田店と

災害時支援協定を締結

生活安全課

☎ 823-9208
FAX 823-7927

6月27日(水)、イオン海田店と災害時における支援協定を締結しました。

この協定は、町内で地震・風水害などによる大規模災害が発生した際、イオン海田店立休駐車場を緊急の一時避難場所として開放するほか、町の要請により、被災した住民の皆さんに、食料品や日用品など生活必需品の提供、トイレの使用、テレビ・ラジオなどで知り得た災害情報を一時避難者へ伝達するなど、防災活動の協力に関するものです。

住宅リフォーム

補助制度

対象を共同住宅に拡大します！

建設課

☎ 823-9209
FAX 823-9203

5月1日から受付を開始した『住宅リフォーム補助制度』の対象住宅に『共同住宅』を追加します。

■追加で対象となる住宅

・自己が所有する共同住宅の専有部分

■注意事項

・補助金の交付決定を受ける前に着手している工事は補助対象外です

その他の内容についてはこれまでと同様です。建設課で配布するパンフレット、または町ホームページで確認してください。詳しくは建設課へ問い合わせてください。



町道341号線

便利な道路に！
国信二丁目に道路を整備しました

建設課

☎ 823-9209
FAX 823-9203



国信一丁目と二丁目を連絡する道路として、町道341号線が、先月13日に完成しました。この道路の整備工事は、計画作成時にワークショップを開催し、住民の皆さんと共に検討してきました。その中で、この区間の道路整備を強く望んでいることが分かりました。この度の道路整備工事は、住民の皆さんの協力によって完成しました。これにより、国信一丁目と二丁目を安全で快適に通行できるようになりました。



窓口で本人確認を行っています

～住民票の写しや戸籍謄本などの取得には本人確認書類が必要です～

住民票の写しや戸籍謄本などの取得には、窓口に来た人が本人であっても、不正取得を防ぐため、運転免許証やパスポートなどで本人確認を行っています。

住民票の写しを取得できるのは、本人、または同一世帯の人で、戸籍謄本など戸籍関係の証明書を取得できるのは、本人・配偶者・直系尊属（父母または祖母）・直系卑属（子または孫）の人です。それ以外の人が取得請求する場合は、委任状が必要ですので注意してください。

なお、印鑑証明書については、印鑑登録証の提示があれば代理人でも取得できます。

※役場で発行している住民票などは、海田東公民館の証明書発行コーナーでも取得できます。

わたしたちの国保

「医療費が高額になったとき」

住民課 ☎823-9206 📠823-9627

高額医療費支給制度

同じ月内の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請によりその超えた部分が支給される制度です。

～ 70歳未満の場合～

	3回目まで	4回目以降※
上位所得者 基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯	150,000円 (医療費が500,000円を超えた場合はその1%を加算)	83,400円
一般	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合はその1%を加算)	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※ 4回目以降は、過去12カ月にひとつの世帯で高額療養費の支給が4回以上あったときが該当します。

限度額認定証について

上記の高額療養費の支給について、あらかじめ申請によって『限度額認定証』などの交付を受けた人は、医療機関の窓口での支払額が自己負担限度額までとなります。

平成24年4月1日からは外来診療についても、限度額認定証などを提示すると同一医療機関での同一月の医療費の窓口負担が自己負担限度額までにとどまるようになりました。

高額な外来診療や入院を予定している人で、この認定証が必要な人は、住民課（役場1階）で手続きをしてください。

なお、この認定証は毎年7月31日が有効期限となっています。既に認定を受けている人で、8月1日以降も必要な場合は、再度住民課で申請してください。
（※国民健康保険税の滞納がある場合は、発行ができません。）



けんしんくん

例：70歳未満・一般の場合

総医療費：500,000円 自己負担額（3割）：150,000円 自己負担限度額：82,430円	認定証を提示	医療機関でのお支払い 自己負担限度額82,430円を支払う
	認定証を提示しない	一旦、自己負担額（3割）150,000円を支払い、後日申請により限度額との差額67,570円が国保から支給される

高齢受給者証を更新しました

70歳から74歳の国民健康保険被保険者の人に、8月1日からの新しい高齢受給者証を、7月下旬に送付しました。新しい高齢受給者証は、だいたい色です。医療機関などにかかる際には、保険証（緑色）と2枚一組にして窓口提示してください。

表彰おめでとうございます

人権擁護委員 佐々木 登貴子さん

社会福祉課 ☎823-9207 📠823-9627



▲人権擁護委員として海田東小学校で活動する佐々木さん



人権擁護委員としての功績が顕著であったとして、海田町人権擁護委員の佐々木 登貴子さんが、6月15日（金）に開催された広島県人権擁護委員連合会総会の席上において、広島法務局長から表彰されました。

映画『ヒックとドラゴン』を上映します

人権啓発映画 上映会

「人権」とはすべての人が生まれながらに等しく持っている、自分らしく、幸せに生活するための基本的な権利です。「人権」をもっと身近に感じてもらうため、「人権啓発映画上映会」を開催します。

日 時：8月18日（土）13時～15時
場 所：ひまわりプラザ4階
上映作品：「ヒックとドラゴン」
入場料：無料 ※事前の申し込みは不要です。
問い合わせ：社会福祉課 ☎823-9207 FAX 823-9627

「ヒックとドラゴン」あらすじ

はるか北の海に浮かぶバーク島では、バイキング達が村を守るためにドラゴンたちと戦い続けていた。バイキングの少年・ヒックは、一族のリーダーの息子でありながら気が優しくてひ弱な落ちこぼれ。ある日傷ついて飛べないドラゴンと出会って徐々に友情を育んでいくが…



国民年金保険料は遅れずにきちんと納めましょう

広島南年金事務所 ☎253-7710

国民年金は、老後やもしもの時にあなたの大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。

障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、障害や死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付、免除または猶予されていること、もしくは初診日または死亡された月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。もしもの時に後悔することのないよう、保険料はきちんと納期内に納めましょう。（納期は翌月末です。）

国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。また、失業した人は、離職票や雇用保険受給資格者証などを添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もあります。必ず相談してください。

納付が困難だからといってそのままにせず、必ず役場窓口で手続きをしてください。